

東京都内 有料老人ホーム運営事業者の皆様へ

○平成26年4月1日より、消費税率が上げられます。(5%→8%)

○税率引上げに伴う入居者の負担額変更については、入居者へ丁寧な説明を行ってください。

○税率引上げにより入居者の負担額が変わりますが、税抜価格に変更がない場合は東京都への「変更届」提出は不要です。

○税抜価格を変更する場合は、事前協議(※)の上、東京都に4月末までに「変更届」を提出することが必要です。

※ 入居者の負担を軽減するため、税込価格(8%)の100円未満(個別サービス利用料は1回当たり10円未満)を引下げる場合の税抜価格変更は、事前協議は不要とします。(変更届は必要)

※ 合理的な理由のない値上げ(いわゆる便乗値上げ)は行わないで下さい。

○重要事項説明書の利用料金記載額を見直してください。

料金は税込表示が原則です。

(税抜価格に変更がない場合は、変更届提出が不要のため、重要事項説明書を東京都へ提出する必要はありません。)

○東京都が公表している施設一覧の料金情報を更新するため、回答票をホームページからダウンロードして必要事項を入力し、3月14日(金)までに都へ提出してください。【**全施設対象**】

○詳しくは別添通知をお読みください。

【お問い合わせ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係
有料老人ホーム担当 電話:(03)5320-4537

変更届・事前協議の必要有無についての整理表（計算例）

	現行料金 (税込・5%)	税抜価格 変更有無	4月新料金 (税込・8%) 変更理由・内容	一覧更新用 回答票提出 平成26年3月14日 締切	変更届	
					平成26年4月30日 締切	事前協議 平成26年3月中
		計算例	計算例			
①	計算例 月額利用料 100,000円 消費税の 課税対象外 経費含まず	変更なし (現行料金÷1.05)	— (税抜価格×1.08)	必要	不要	—
		95,238円	102,857円			
②		引下げ	負担軽減 【①の100円未満引下げ】	必要	必要 (※2)	不要 (※1)
		95,186円	102,800円 (※1)			
③		引下げ	負担軽減 【①から100円以上引下げ】	必要	必要	必要
		93,519円	101,000円			
④		引上げ	その他	必要	必要	必要
		101,852円	110,000円			

※1 102,857円－102,800円＝57円 … 引下げ幅が100円未満のため事前協議不要

※2 事業収支計画(30年分)の提出不要